

議案第101号

藤岡市表彰条例の一部改正について

藤岡市表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月29日提出

平成28年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市表彰条例の一部を改正する条例

藤岡市表彰条例（昭和41年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の基準」を削り、同条中「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第3号中「副市長」の次に「又は教育長」を加え、同条第5号中「及び」を「又は」に、「、選挙管理委員会の各委員」を「若しくは選挙管理委員会の委員」に改め、同条第7号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同条第8号中「及び」を「又は」に改め、同条第9号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号から第8号までに規定する職のうち2以上の職に就いた者の在職年数は、最後の職の必要在職年数（功労表彰の要件として前項第3号から第8号までに規定する在職年数の下限をいう。）に比例して算定した前の職の在職年数を、最後の職の在職年数に加算して算定する。ただし、重複する期間があるときは、当該期間は加算しない。

第4条の前の見出しを削り、同条中「もの」を「者」に改める。

第5条中「功労者」を「藤岡市功労者」に改め、同条ただし書中「本人死亡した時は」を「本人が死亡したときは、」に改める。

第6条の前の見出し中「の基準」を削る。

第7条中「もの」を「者」に改める。

第8条中「善行者」を「藤岡市善行者」に改め、同条ただし書中「本人死亡した時」を「本人が死亡したとき」に改める。

第9条中「前条」を「前3条（前条ただし書を除く。）」に改める。

第10条に見出しとして「（表彰の時期）」を付し、同条中「5月1日に」を「1回」に改め、同条ただし書中「必要ある時は随時に」を「市長が必要があると認めるときは、随時」に改める。

第11条に見出しとして「（委任）」を付する。

附則第3項中「同条各号に規定する職」を「同条第1項各号に規定する職」に、「同条各号に規定する在職期間」を「同項各号に規定する在職期間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第3号の規定（教育長に関する部分に限る。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により任命された教育長について適用し、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の規定により置かれ、又は改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職することとされた教育長については、なお従前の例による。